

八ッ場ダム住民訴訟通信-58

2010年3月10日発行

筑西市議会「八ッ場ダム中止問題について」請願＝採択。

光は市町村から。市民の意思を理解する議員が続出。

昨年11月、私たちは橋本知事の「八ッ場ダム推進」表明、県議会の「八ッ場ダム早期完成」決議を受けて、生活者に一番近い県内42市町村議会に信を問いました。

- ①八ッ場ダムを中止し、既に支出した県の負担金の返還を求め、それを原資に水道料金の引下げを図ること。
- ②現地住民の生活再建の実現を国に求め、ダム推進を図ってきた茨城県も相応の責任を果たすこと。
- ③茨城県と国に対し上記趣旨の意見書を提出すること。

各市町村議員へのお願いは難しいことでした。それぞれの議会のどの議員にお願いするかは不可能に近いものでした。そこで八ッ場ダム裁判の原告である塚越恵子さん、野口利枝子さんをお願いし、日本共産党の組織を使い、同党の議員を通じて他会派の議員に呼びかけていただきました。もちろん、茨城の会の会員である同党以外の議員の方々にはメール等をお願いしました。

果たして市町村議会は動くだろうか。議員は党派を超えられるだろうか。

私たちの不安は、政権与党であるはずの県議会民主党が、「八ッ場ダム中止」議案を「共産党が提出したものだから」として反対にまわった事実があるからです。八ッ場ダム問題に限らず、主張を同じくしながら「政敵の提案だから妨害も辞さぬ」という態度は、この国の民主主義をいかに停滞させ澱ませてきたか。と憂慮してきたからです。それだけに、各市町村議員がいかに判断し、いかに行動するかが注目されるどころでした。実際のやりとりは分かりませんが、議決結果とご紹介いただいた議員を見る限り、党派を越えた議員の多さに安堵と心強さを感じました。12月議会での結果は次の通りです。※民主党は自民党提案の「八ッ場ダム推進」にも反対しています。

■採択:筑西市 ■継続審議:石岡市 かすみがうら市 土浦市 守谷市

■不採択:牛久市 小美玉市 笠間市 下妻市 つくばみらい市 つくば市 取手市 常陸太田市
常陸大宮市 ひたちなか市

■紹介議員(敬称略 共:日本共産党 民:民主党 市:市民ネット 無:無所属)

石岡市:小松美代子(共) 牛久市:利根川英雄(共)・大谷雅彦(無)

小美玉市:福島ヤヨヒ(共) かすみがうら市:佐藤文雄(共)・圓城寺正道(無) 笠間市:横倉きん(共)

下妻市:平井誠(共)・斯波元気(無) つくばみらい市:川上文子(共) 常陸太田市:宇野隆子(共)

土浦市:柏村忠志(無)・藤川富雄(民)・古沢喜幸(共)・久松猛(共) ひたちなか市:山形由美子(共)

つくば市:橋本圭子(共)・永井悦子(市)・瀬戸裕美子(市)・田宮直子(民) 守谷市:佐藤弘子(共)

取手市:野口利枝子(共)・小泉真理子(無)・朝比奈通子(無) 常陸大宮市:堀江鶴治(共)・金子卓(共)

筑西市:鈴木聡(共)・加茂幸恵(共)・外山壽彦(無)・内田哲雄(無)

ご紹介された議員の他に、議案に賛成された多くの議員がおられたはずです。その方々も含めて私たちは連帯をして行きたいと思えます。市民と市町村議員のネットワークで県を動かし、国を動かして八ッ場ダムを止め、茨城の水問題を解決し、民主主義の基盤を固めたいと思えます。

八ッ場ダム茨城裁判「控訴審・進行協議」

日時:4月15日(木)午後4時 場所:東京高等裁判所

原告の方は是非ご参加ください。なお、当日は傍聴できません

八斗島上流に「堤防改修計画」はなかった。「基本高水 22000トン」の根拠崩壊。

八ッ場ダムなど利根川の治水対策事業は、200年に一度の洪水 22000 トン/秒＝基本高水を抛りどころとしています。ところが、この基本高水 22000 トンの根拠を根底から覆す事実が、皮肉にも国交省のデータで明らかになりました。これまでの経緯は次の通りです。

- 昭和 22 年のカスリーン台風時、八斗島の流量計は流され、推定で 17000 トン流れたとしました。
- 昭和 24 年の「利根川改修改訂計画」は基本高水を 17000 トンと追認。災害の記憶も生々しい僅か 2 年後の計画でありながら、上流での氾濫がゼロとされています。
- それから 30 年後の昭和 55 年、当時は上流域で相当の氾濫があった。しかし堤防の改修が進んだ現在、洪水は河道を流れるから基本高水を 5000 トン上げて 22000 トンとする。としました。
- 更に 24 年後の平成 16 年、現在の河道整備の状況でカスリーン台風が再来したら、基本高水 22000 トンの内、既設ダムで 1749 トンカット、八斗島には 16750 トンしか流れない。残る 3501 トンは上流で氾濫すると発表しました。

これでは氾濫はあったのか、なかったのか。堤防は本当に改修されたのか。まったく分かりません。

私たち原告は高橋弁護団長を中心に新潟大学の大熊名誉教授の協力を得て、利根川上流を踏査。その上で、①利根川上流に 5000 トンも氾濫する場所はない。②聞き込み調査などにより大きな氾濫があった事実はない。③カスリーン台風以降に改修された堤防はほとんど無い。と訴えました。

こうした主張を受けながら、東京地裁の定塚裁判長は「いつになるか分からないが、堤防が改修される可能性は皆無とは言えない。だから八ッ場ダムの計画は明らかに不合理とは言えない。第一原告は利根川上流をすべて調べたのか」と切って捨てました。水戸・前橋地裁もこれに追従しました。

国の堤防改修は計算のための「仮設定」。基本高水 22000 トンは幻の洪水。

怒ったのは高橋弁護団長。ならばと、これまで情報開示で手にした資料を補強すべく、さいたま地裁に「調査囑託」。裁判所の命令で国に資料を出させ、国の計算の基となる 13 地点をつきとめました。そうすれば平成の伊能忠敬。再び弁護団の有志と大熊教授の支援を仰ぎ、堤防を歩きに歩いて改修や築堤の無いことを確認。残されたのは「改修計画」が有るか無いか。今度は自身に加え、八ッ場ダム特集を続ける東京新聞の取材力を活用。国の直轄地点 3 ヶ所、群馬県の管理地点 10 ヶ所。いずれも「工事計画」はなく、計算のための「仮設定」でしかないことを吐き出させました。

最大流出量計算に疑問。飽和雨量を森林なのに水田以下の扱い(東京新聞記事より)

基本高水を決めるには、最大流出量(決められた流域に降った雨が、時間経過の中でどれだけ川に流れ込むか)を算出します。ところが国は、その計算の基になる「降った雨がすぐに川に流れる割合＝一次流出率」と「降り始めから土壌が飽和状態となる雨量＝飽和雨量」を、54 ヶ所に分けた利根川上流域のすべてに 0.5%。48 ミリと同じ数字をあてはめていたことが分かりました。利根川上流 5000km² という広大な流域はさまざまな地形や地質があります。それを一つの係数にしてしまう杜撰さにはあきれてしまいますが、さらに問題なのは飽和雨量の 48 ミリです。森林政策を専門とする拓殖大学の関良基助教授は「普通の森林の土壌は 130 ミリ程度の雨水を貯めることができます。八斗島上流域は緑豊かな森林地帯です。森林をすべて伐採しない限り、飽和雨量 48 ミリということは有り得ない」と語ります。ちなみに飽和雨量を 100 ミリとして計算すれば、基本高水は 12000 から 14000 トンになります。八斗島下流の流下能力 16500 トンからすれば、八ッ場ダムは明らかに無用になります。基本高水 22000 トンの根拠は根底から覆りました。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志
事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯:090-4527-7768